

議案第56号

調布市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月5日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

発達センターが行う事業の利用日時等を改めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市子ども発達センター条例の一部を改正する条例

調布市子ども発達センター条例（平成21年調布市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第8号」を「第8号及び第9号」に改め、同条第2号ア中「土曜日」を「土曜日（前条第1号に掲げる事業のうち、発達センターに来所して初めて行う相談については、毎月第2土曜日及び第4土曜日を除く。）」に改める。

第4条第2号中「午後4時」を「午後4時30分」に改め、同条第4号中「第8号」を「第8号及び第9号」に改め、同号ア中「前条第2号ア及びイに掲げる日」を「日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

別表第2条第9号に掲げる事業の項を次のように改める。

第2条第9号 に掲げる事業	平日	午後	午後2時30分～午後5時30分	600
		夜間	午後6時～午後8時30分	500
		全日	午後2時30分～午後8時30分	1, 200
	日曜日等	—	午前8時30分～午後8時30分 の間の連続する6時間	1, 200

附 則

- この条例は、令和2年10月1日から施行する。
- この条例による改正後の調布市子ども発達センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の発達センターの利用に係るものについて適用し、同日前の発達センターの利用に係るものについては、なお従前の例による。